

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで時間を要するため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。口座振替を希望される方やこれまで国民健康保険税を口座振替で納めていた方は、口座振替の手続きが必要です。

2 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は東通村税務課窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、特別な事情により世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。

3 後期高齢者医療保険一部負担金（医療機関の窓口で支払う負担金）の減免について

令和7年青森県東方沖を震源とする地震で被災された方で、一時的に一部負担金（病院の窓口で支払う本人負担）の支払いが困難と認められる場合には、申請により一部負担金の減額又は免除等を受けられる場合があります。

・対象となる方：【A】のいずれかに該当し、かつ、【B】のいずれかに該当する方

【A】

- (1) 被保険者又は被保険者が属する世帯の世帯主が、震災等によって住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害などによる農作物の不作、不漁などの理由により著しく減少した方。

【B】

- (1) 申請日の属する年度における地方税法の規定に基づく市町村民税が減免されている方。
- (2) 申請日の属する年度における地方税法の規定により市町村民税が課されていない方。
- (3) 申請日の属する月における、世帯主及び世帯員（被保険者）の収入額の合計が基準額（※）以下で、かつ預貯金額の合計が基準額（※）の3か月分相当以下の額である方。

※基準額：生活保護基準額の115.5%

・申請書類

- (1) 罹災証明書 (2) 確約書 (3) 収入見込申告書
- (4) 罹災（被災）証明書 (5) 固定資産評価証明書
- (6) 対象者へ支払われた保険金の金額がわかるもの（保険金支払通知書等）
保険金の支払いがない場合は、支払いがない旨の申立書（任意の様式）
※その他、状況により必要となる書類がございますので、別途ご案内します。

・減免又は免除等ができる期間

申請日の属する月の初日から6か月間

例：令和8年3月に申請した場合は、令和8年3月から令和8年8月まで

※申請前に支払った一部負担金は減免等の対象になりません。

・申請期限

令和8年12月7日（月）まで

お問合せ先：東通村 税務課 後期高齢者医療保険担当